

玄海町飲用井戸水利用者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響等を踏まえ、各家庭の水道光熱費等固定経費の負担軽減のために町内の飲用井戸水のみを利用する世帯等に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し玄海町補助金等交付規則（令和5年玄海町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人の場合

ア 町内に住所を有し居住する世帯であって、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間（以下「対象期間」という。）に飲用井戸水以外を利用していないこと。

イ 当該住所地において当該補助金の交付を受けたものがないこと。ただし、集合住宅の場合は各戸を一つの対象者とする。

(2) 事業所等の場合

ア 町内に事業所を有し、対象期間に飲用井戸水以外を利用していないこと。

イ 当該事業所において当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1世帯又は1事業所につき、月額1,440円とし、対象期間の月数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、玄海町飲用井戸水利用者支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出は、前項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、その額を確定し、その旨を玄海町飲用井戸水利用者支援補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）又は玄海町飲用井戸水利用者支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
（補助金の返還）

第6条 町長は、補助金の交付を行った後に、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消し、玄海町飲用井戸水利用者支援補助金交付取消通知書（様式第4号）により当該補助金の交付決定をしたものに通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（受給権の譲渡等の禁止）

第7条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年12月28日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により申請された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。